

農業機械の安全対策に関する検討会 開催要綱

1 趣 旨

農業における労働災害は増加傾向にあり、令和4年の休業4日以上之死傷災害は1,461人となっている。また、死亡災害については、近年、10人程度～20人程度で推移しているものの、労働者10万人あたりの死亡者数は全産業計の2倍を上回っている。

死亡災害の内訳を見ると、労働安全衛生法令において規制されていない自走可能な農業機械（以下「車両系農業機械」という。）による災害も毎年発生している状況にある。

また、農業においては、農業経営体数は年々減少しているものの法人経営体数は着実に増加しており、農業労働者は増加傾向にある。

さらに、農林水産省が開催している「農作業安全検討会」（令和3年2月25日～）の「農作業安全対策の強化に向けて中間とりまとめ」（令和3年5月）では、車両系農業機械や農業機械作業の安全性の確保が指摘されている。

このようなことから、農業における労働災害の減少を図るため、標記検討会を開催し、車両系農業機械に係る安全対策等について検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 車両系農業機械の規制の必要性
- (2) 車両系農業機械の具体的な安全対策
- (3) その他

3 構 成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は本検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会の参集者は、必要に応じ追加することができる。
- (4) 本検討会は、専門的な検討を行う必要があると認めるときは、別途、有識者から意見聴取を行うことができる。
- (5) 本検討会は、参集者以外の者に出席を求めることができる。

4 その他

- (1) 本検討会、議事録及び資料については、原則として公開する。ただし、個人情報、企業の秘密に係る情報を取り扱う場合などにおいては、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開とすることができる。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室において行う。

(別紙)

農業機械の安全対策に関する検討会
参集者名簿

| | |
|-------|--|
| 泉 浩二 | J A M井関農機労働組合中央執行委員長 |
| 梅崎 重夫 | 中央労働災害防止協会技術支援部技術顧問 (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 前所長) |
| 川口 尚 | (一社)日本農業機械工業会常務理事 |
| 氣多 正 | (一社)日本農業機械化協会技術顧問 安全本部長 |
| 齋藤 剛 | (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 新技術安全研究グループ部長 |
| 志藤 博克 | (国研)農業・食品産業技術総合研究機構農業機械研究部門 安全検査部部長 |
| 鈴木 信生 | (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会前副会長 |
| 高橋 良行 | (公社)日本農業法人協会副会長 |
| 藤井 尚則 | 中央労働災害防止協会技術支援部専門役 |
| 元広 雅樹 | (一社)全国農業協同組合中央会営農・担い手支援部部長 |

(五十音順)

(オブザーバー)

| | |
|-------|-----------------------|
| 土佐 竜一 | 農林水産省農産局技術普及課生産資材対策室長 |
| 横手 啓 | 全国農業協同組合連合会耕種資材部次長 |
| 田中 宏樹 | 全国農業機械商業協同組合連合会専務理事 |